

平成 29 年度

三豊市健全化判断比率審査意見書

三豊市監査委員

三 監 第 60 号
平成 30 年 8 月 20 日

三豊市長 山下 昭史 様

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 為広 員史

平成 29 年度三豊市健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率を審査したので、次のとおり意見を提出する。

平成 29 年度三豊市健全化判断比率審査意見

第 1 審査の対象

平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率

第 2 審査の期間

平成 30 年 8 月 8 日から平成 30 年 8 月 14 日まで

第 3 審査の方法

審査にあたっては、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか確認し、併せて関係職員の説明を聴取して審査を実施した。

第 4 審査の結果

1 健全化判断比率の総括

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査に付された健全化判断比率は以下のとおりである。

健全化判断比率	平成 29 年度 (%)	平成 28 年度 (%)	早期健全化基準 (%)	対前年度 (ポイント)
① 実質赤字比率	— (実質赤字なし)	— (実質赤字なし)	12.50	
② 連結実質赤字比率	— (連結実質赤字なし)	— (連結実質赤字なし)	17.50	
③ 実質公債費比率	3.8	4.2	25.00	△0.4
③ 将来負担比率	—	—	350.00	

※比率がマイナスの場合は「—」と記載している。

2 個別事項

- ① 実質赤字比率については、実質赤字はない状態にあると認められた。
- ② 連結実質赤字比率については、連結実質赤字はない状態にあると認められた。

- ③ 実質公債費比率については、元利償還金の減少に伴い 3.8%となっており、前年度に比べ 0.4 ポイント改善されている。早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを大きく下回った状態にあると認められた。
- ④ 将来負担比率については、前年度同様マイナスとなっている。早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを大きく下回った状態にあると認められた。

第5 意見

平成 29 年度決算により算定された健全化判断比率は適正であり、特に指摘すべき事項はない。今後も適正な財政運営を期待する。